



消費税率引上げに伴う住宅取得に係る対応の周知について

「東日本大震災による被災者の住宅再建に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」（平成 25 年 8 月 7 日、以下「与党合意」という。）を受け、東日本大震災による被災者の住宅再建に係る給付措置（以下、「住まいの復興給付金」という。）について、以下のとおり周知することとしましたのでお知らせいたします。

なお、「住まいの復興給付金」制度は、消費税率の引上げが行われた場合に実施することとしています。また、「住まいの復興給付金」は平成 25 年 8 月 7 日に行われた与党合意に基づくものであり、今後、政府において消費税率引上げの判断も踏まえつつ、最終的な調整が行われる予定です。

1. 制度説明会（住まいの復興給付金に関する説明会）

「住まいの復興給付金」の被災者・事業者への周知を図るため、当該給付金の具体的な内容、給付対象者、給付対象住宅及び申請方法等について、制度説明会を開催いたします。なお、講師は、原則として、復興庁職員がとめます。

【開催時期】 平成 25 年 9 月 2 日～10 月 3 日

【時 間】 1 時間半程度

【開催場所】 34 か所（34 市区町）

※ 開催スケジュールについては別紙をご参照下さい。

【参加に関する注意事項】

- 参加予約の受付はしておりませんので、直接会場へお越しください。
- 定員を超えた場合には、会場に入場できない場合がありますので、予めご了承ください。
- 会場の駐車場には限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関でのご来場にご協力ください。

《制度説明会の問い合わせ先》

ホームページ（12 日開設）：<http://fukko-kyufu.jp>

電話：0570-200-246

※IP 電話等からは022-745-0475

（受付時間：9：00～17：00（当面、土日祝日も含む。））

2. 「住まいの復興給付金」ホームページ及び電話問い合わせ窓口について

（1）ホームページの開設

「住まいの復興給付金」の詳細を紹介するホームページを平成 25 年 8 月 12 日から開設いたします。

《「住まいの復興給付金」ホームページ》

URL：<http://fukko-kyufu.jp>

ホームページでは、制度を紹介するパンフレット・チラシ等のダウンロードができます。また、住宅の床面積等に基づき具体的な給付額を簡易に算定したり、給付申請書等の申請に必要な書類のダウンロードも可能とする予定です。

今後、「住まいの復興給付金」に関する情報は、本ホームページを通じて提供する予定です。

(2) 電話問い合わせ窓口の設置

「住まいの復興給付金」に関する電話問い合わせ窓口を平成25年8月12日から開設いたします。

《住まいの復興給付金問い合わせ窓口》

受付時間： 9:00～17:00（当面、土日祝日も開設いたします。）

電話番号： 0570-200-246（ナビダイヤル）

※IP電話等からは022-745-0420

本件連絡先：

復興庁

企画班 林、西野

電話：03-5545-7231